

平成26年8月後期定例会 議事録

(1/5)

- | | |
|-------|---|
| ・開催日時 | 平成26年8月21日(木曜日) 15時00分～16時54分 |
| ・開催場所 | 人事委員会室 |
| ・出席者 | (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 寺崎主査 寺田主査 |

○議事事項

1 平成26年8月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年9月1日の組織改正等に伴う一部改正

(施行日 平成26年9月1日)

(主な改正内容)

<知事部局>

○組織の移管

部	局	備考
農林水産商工本部	農林事務所	県土づくり本部から移管

○組織の再編

部	局	備考
農林水産商工本部	農林事務所	農林事務所へ再編
	地域農業改良普及センター	

○職の新設

部	局	職	任用等級	備考
農林水産商工本部	杵藤農林事務所	所長	副本部長級	武雄と鹿島農林事務所の統合による任用等級の変更
農林水産商工本部	東部農林事務所	所長	課長級	
農林水産商工本部	杵藤農林事務所	農林調整監	課長級	新設

農林水産商工本部 地域農業改良普及センター	センター長	課長級	名称変更
	副センター長	副課長級	
県土づくり本部 東部及び杵藤土木事務所	土木調整監	課長級	新設

3 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年9月1日付けの組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する。

(適用年月日 平成26年9月1日)

(改正内容)

(1) 追加

所 属		職	給料表・級	備考
農林水産商工本部	農林事務所	佐賀中部農林事務所長 杵藤農林事務所長	行政職8級	副本部長級
		農林事務所長（上記以外）	行政職6級・7級	課長級
		農林調整監	行政職6級・7級	課長級
		副所長	行政職6級	課長級
	地域農業改良普及センター	センター長	行政職6級・7級	課長級
		副センター長	行政職4級・5級	副課長級
り 県 本 土 部 づ く	土木事務所	東部土木事務所長 杵藤土木事務所長	行政職8級	副本部長級
		土木調整監	行政職6級・7級	課長級

(2) 廃止

所 属		職	給料表・級	備考
商 農 土 林 本 水 部 産	地域農業改良普及センター	所長	行政職6級・7級	課長級
		副所長	行政職4級・5級	副課長級
県 土 づ く り 本 部	農林事務所	佐賀中部農林事務所長	行政職8級	副本部長級
		農林事務所長（上記以外）	行政職6級・7級	課長級
		副所長	行政職6級	課長級
		室長	行政職6級	課長級
	土木事務所	神埼土木事務所長 鳥栖土木事務所長 武雄土木事務所長 鹿島土木事務所長	行政職6級・7級	課長級

4 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年9月1日付けの組織改正等に伴い、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する。

(施行期日 平成26年9月1日)

(改正後)

組 織			職	区分
知事	現地機関	農林水産商工本部	農林事務所長(佐賀中部及び杵藤の各農林事務所に限る。)	2種
			農林事務所長(佐賀中部及び杵藤の各農林事務所を除く。)	3種
			農林調整監	3種
			地域農業改良普及センター長	3種
			農林事務所副所長	4種
		県土づくり本部	土木事務所長(伊万里土木事務所を除く。)	2種
			土木事務所長(伊万里土木事務所に限る。)	3種
土木調整監	3種			

(改正前)

組 織			職	区分
知事	現地機関	農林水産商工本部	地域農業改良普及センター所長	3種
		県土づくり本部	農林事務所長(佐賀中部農林事務所に限る。)	2種
			農林事務所長(佐賀中部農林事務所を除く。)	3種
			農林事務所副所長	4種
			土木事務所長(佐賀及び唐津の各土木事務所に限る。)	2種
			土木事務所長(佐賀及び唐津の各土木事務所を除く。)	3種

5 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)が公布され、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の題名等

が改正されることとなったことに伴い、所要の改正を行う。

(施行期日 平成26年10月1日)

(改正内容)

規則中に引用している題名を改めることとした。(第5条関係)

母子及び寡婦福祉法 → 母子及び父子並びに寡婦福祉法

6 不服申立て(審査請求)の受理について

知事部局職員から提出された不服申立てについて、一部請求人本人に確認補正後、不利益処分についての不服申立てに関する規則第6条第1項により受理することを決定した。

7 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者(採用候補者名簿への登載者)について、原案のとおり決定した。

【説明】

最終合格者数 75名

行政 25名、警察事務 10名、電気 2名、総合土木 10名、建築 3名、化学 1名、
農政 10名、林業 3名、水産 2名、薬剤師 2名、保健師 7名

8 職員の昇任選考について

佐賀県知事から職員の昇任選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・副本部長級 3人(平成26年9月1日付け発令予定)
- ・課長級 1人(平成26年9月1日付け発令予定)

○報告事項

1 職員の給与等に関する報告資料の概要について

平成26年職種別民間給与実態調査の概要等について報告した。

2 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について

佐賀県知事からの採用予定者数の変更依頼について報告した。

3 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について

職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について報告した。

4 公務労協地方公務員部会からの要請書について

公務労協地方公務員部会及び公務労組連絡会等から全国人事委員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会会長の回答内容について報告した。

5 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題の回答について

九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（9月3日福岡市で開催予定）の議題の回答について報告した。

○その他

1 行事予定について